

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第31号

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第3条 多学年学級担当手当は、<u>小学校又は中学校</u>の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員（教職員給与条例第8条第1項に規定する調整額表の適用を受ける職員及び教職員給与条例第9条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）が、教育委員会が別に定める時間数以上当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊業務手当)</p> <p>第5条 特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員のうち、その属する職務の級が教職員給与条例第5条第1項に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 死体処理手当</u></p> <p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第3条 多学年学級担当手当は、<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員（教職員給与条例第8条第1項に規定する調整額表の適用を受ける職員及び教職員給与条例第9条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）が、教育委員会が別に定める時間数以上当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊業務手当)</p> <p>第5条 特殊業務手当は、<u>小学校、中学校、義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員のうち、その属する職務の級が教職員給与条例第5条第1項に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号</p>

に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前項第2号の業務 4,250円

(4) 前項第3号の業務 4,250円

(5) 前項第4号の業務 3,200円

(6) (略)

(教育業務連絡指導手当)

第6条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に掲げるもの（3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに6学級未満の学校に置かれる研修主任（中学校にあっては、3学級未満の中学校に置かれるものに限る。）、生徒指導主任、保健主事、図書主任、総務主任及び自立活動主任並びに3学級未満（小学校及び中学校にあっては、2学級未満）の学年に置かれる学年主任を除く。）の職務を担当する教諭、養護教諭又は栄養教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前項第2号の業務 5,100円

(4) 前項第3号の業務 5,100円

(5) 前項第4号の業務 3,600円

(6) (略)

(教育業務連絡指導手当)

第6条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、当該学校を所管する教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき定めた教育委員会規則に規定する主任等で、次の各号に掲げる学校の区分に応じ当該各号に掲げるもの（3学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任並びに6学級未満の学校に置かれる研修主任（中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては、3学級未満の中学校及び義務教育学校の後期課程に置かれるものに限る。）、生徒指導主任、保健主事、図書主任、総務主任及び自立活動主任並びに3学級未満（小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、2学級未満）の学年に置かれる学年主任を除く。）の職務を担当する教諭、養護教諭又は栄養教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

(1)・(2) (略)

(3) 義務教育学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任、生徒指導主任及び寮務主任

(4)・(5) (略)

2 (略)

(死体処理手当)

(支給額の減額)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

附 則

1 (略)

2 (略)

3 (略)

第7条 死体処理手当は、職員が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に対処するため死体の収容等の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）とする。

(支給額の減額)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 (略)

(経過措置)

3 (略)

(緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するための死体処理手当の特例)

4 第7条第2項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するため第7条第1項に規定する作業に従事した場合において人事委員会が定めるときに、死体処理手当の額は、作業に従事した日1日につき、2,000円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の改正、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正、附則第1項に見出しを付する改正、附則第2項に見出しを付する改正、附則第3項に見出しを付する改正及び附則に1項を加える改正 公布の日
- (2) 第3条、第5条及び第6条の改正 平成30年4月1日